

①事業者の安全管理体制の強化

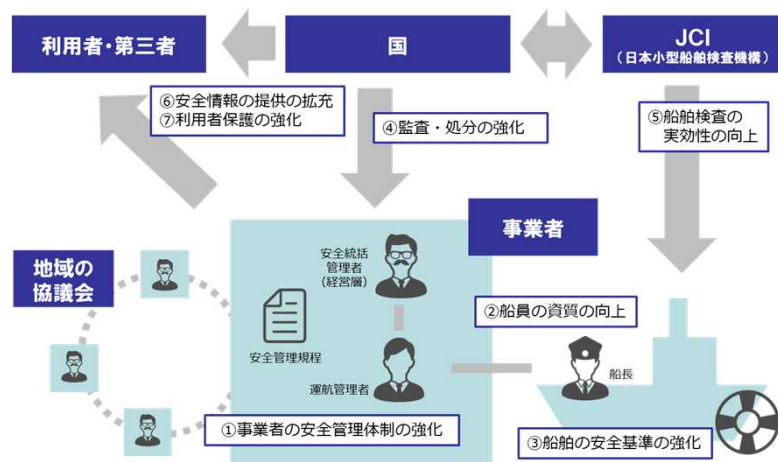
- ・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設
- ・事業許可**更新制度**の創設
- ・届出事業者の登録制への移行
- ・運航の可否判断の客観性確保
- ・避難港の活用**の徹底**
- ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

②船員の資質の向上

- ・船長要件の創設
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、初任教育訓練、乗船履歴)
- ・発航前**検査**の**確実な実施**(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む) 等

③船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から携帯電話を除外
- ・業務用無線設備等の導入促進
- ・船首部の**水密性の確保**
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
- ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進 等



～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた**徹底した意識改革**、**通報窓口**の設置、**抜き打ち・リモート**による監視の強化、**裏取り・フォローアップ**の徹底、**自動車監査等のノウハウ**吸収、**監査体制の強化** 等)
- ・行政処分制度の抜本的見直し
(違反点数制度、船舶使用停止処分の導入等)
- ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
- ・許可の欠格期間の延長(2年→5年) 等

⑤船舶検査の実効性の向上

- ・国による**JCI(日本小型船舶検査機構)**の検査方法の**総点検・是正と監督の強化**(ハッチカバー等を含む) 等

⑥安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の**行政指導を公表**対象に追加
- ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設 等

⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任**保険の限度額**引き上げ
- ・旅客名簿の備置き義務の見直し 等

- ・赤字は運輸安全委員会の経過報告(12/15)を踏まえたもの
その他青字は中間取りまとめ(7/14)からの主な変更点
- ・交通政策審議会海事分科会への諮問(年内)・答申を予定(答申後、所要の法令改正)
- ・今後、事故調査等を通じて、事故原因に関して、新たに主要な要因が明らかになった場合などには、さらなる対策を検討